

平成 21 年度第 4 回 法律学教育 FD/IT 活用研究委員会 議事概要

- I. 日時：平成 21 年 9 月 4 日(金) 午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
- II. 場所：私立大学情報教育協会事務局会議室
- III. 出席者：吉野一委員長、執行秀幸、高畠英弘 笠原毅彦（スカイプによる参加）、
中村壽宏（スカイプによる参加）
井端事務局長、森下、恩田

IV. 検討事項

1. 学士力の詳細設計

委員長がまとめ、本日正午頃各委員にメールで送った「09 学士力解説文（項目 1, 2, 3, 4）（再改訂版・） Ver. 2」が印刷され議事資料①として配付され、この資料に基づき学士力の詳細設計について議論した。（議事資料は本記録末尾に添付する。）

1. 1. 項目 1 について

とくに議論しなかった。

1. 2. 項目 2 について

(1) 添付別紙 2 「09 学士力解説文（項目 1, 2, 3, 4）（第 4 回委員会による加筆済み） Ver. 3」のように【項目 2 の測定方法】で 3 箇所の訂正を行った。

(2) 同③の測定方法については、私情協の「学士力の詳細設計」としては、きつすぎるので、グローバルスタンダードであることを注記すべきである、との意見が出された。

1. 3. 項目 3 について

(1) 【項目 3 の測定方法】の①について。

・「よき市民として」および「よき職業人として」については、残すか削るかは引き続き検討することとなった。

・①は項目 2 とダブるので削除した方がよいという意見と、重なってもよいのではないか、

という意見があった。

- ・「法律的事故事例」という表現は分かりにくいという意見があり、委員の説明に基づき、「法的紛争事例」とするのがよいということになった。その後、「紛争」は重大なイメージを与えるので「トラブル」とすべきという意見が出たが、学士力の本解説文の主たる読者が法学部学生であるとする「紛争」のままよいという意見が多数を占めた。

- ・後述(3)の議論の中で、①の冒頭の箇所に「個人・家庭・地域社会ならびに企業・団体・行政機関等における」を追加してみることが提案された。

- ・結論としての加筆結果は添付別紙2のとおり。

(2) 同③について。

- ・③は②の誤りと指摘された。

- ・「損害賠償請求や差し止め請求権の行使」という対応策を指摘できることを法学士に要求するのは無理があるという意見が出された。妥協案として、「損害賠償請求等」としてはどうかという意見が出された。「差し止め請求権」については以前残すように強く主張されたことであるので、確認して「差し止め請求権」を削除するのを了解されるなら削除して妥協案のとおりとし、了解されない場合そのまま残すことになった。

- ・妥協案による加筆結果は添付別紙2の4頁下から4行目のとおり。

(3) 同④について。

- ・④は③の誤りと指摘された。

- ・「法律的要求事例」は分かりにくいという指摘があった。委員の説明に基づき、「実現目標」とするのでよいということになった。

- ・結論としての加筆結果は添付別紙2のとおり。

(4) ⑤について。

- ・「プランニングに対して問題点を指摘させ回避策を作成させる」ことを「学士」に要求するのは無理なので、⑤は全部削除することにした。

1. 4. 項目4について

(1) 本文について

- ・「法」を「現行法」としてはどうかという意見があったが、基礎法が対象とする法なのでそのままよいということになった。

- ・項目3と項目4を順序を入れ替えるかどうかについては、項目3までは現行の実定法の適用を前提とした施策であり、項目4は現行法を批判的に評価することを課題とするので、現在の順番でよいという意見が多数を占めた。結論として現在の順序通りとする。

(2) 【項目4の到達目標】の④と⑤について

- ・資料①のコメント [H8] と [H9] に従って④と⑤を統合する案が提出された。その案は、添付別紙2の【項目4の到達目標】の④のとおり。

(3) 【項目4の測定方法】について

- ・ここで挙げられているのは測定方法というよりは到達目標ではないか、もう少しはっきりした「測定方法」を示せた方がよい、という意見が説明された。

- ・議論の過程で、事務局長より「測定基準」を求めているのではなく、基準を厳密に定めなくてもよいとのサゼスションがあたられた。

- ・検討途中で時間切れとなり、次回までに詰めることとなった。

1. 次回委員会の日程について

- ・授業が始まると忙しくなるので夏休み中に、忘れないうちになるべく早く次回委員会を開くことが決まった。

- ・事務局と委員長の出席可能な日時をエクセルなどの候補日時の表としてまとめ、事務局から委員全員に送付して、出席可能な日をその表上で返事していただいてはどうか、ということになった。

以上

添付

資料①「09 学士力解説文（項目 1, 2, 3, 4）（再改訂版） Ver. 2」（9月4日）

資料②「項目2の改定案（8月28日）」

参考1 「分野別の教育課程編成上の参照基準について（基本的考え方について）」

添付別紙1 「09 学士力解説文（①②④）（③を除く再改訂版案・）」

添付別紙2 「09 学士力解説文（項目 1, 2, 3, 4）（第4回委員会による加筆済み）Ver. 3」